

山梨県公報

第二千五百二十三号

平成二十七年

七月二日

木曜日

目次

- 救急病院等の認定(二件)……………四八一
- 県営土地改良事業計画の変更……………四八一
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………四八一
- 教育委員会……………
- 博物館登録の抹消……………四八二
- 山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員……………四八二

告示

山梨県告示第二〇三十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十七年七月二日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 後藤 齋

名称	所在地
山梨赤十字病院	南都留郡富士河口湖町船津六千六百六十三番地一

二 認定期限

平成三十年六月三十日

山梨県告示第二〇三十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

次の病院を救急病院として認定した。

平成二十七年七月二日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 後藤 齋

名称	所在地
医療法人慈光会 甲府城南病院	甲府市上町七百五十三番地一

二 認定期限

平成三十年六月二十九日

山梨県告示第二〇三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(湛水防除事業東花輪川二期地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十七年七月二日

山梨県知事 後藤 齋

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年七月三日から同年七月三十一日まで

三 縦覧場所

中央市役所

四 異議申立期間

平成二十七年八月一日から同年八月十四日まで

山梨県告示第二〇三十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年七月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日
平成二十七年七月二日
- 二 指定道路の位置
甲斐市大下条字餅田八百九番八
- 三 指定道路の幅員
最大幅員四・五四メートル 最小幅員四・五二メートル
- 四 指定道路の延長
二十六・三五メートル

教育委員会

山梨県教育委員会教育長告示第一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十五条第二項の規定により、次のとおり博物館登録を抹消した。

平成二十七年七月二日

山梨県教育委員会

教育長 阿 部 邦 彦

- 一 抹消年月日
平成二十七年四月一日
- 二 記号番号
梨博第十五号
- 三 設置者
南アルプス市
- 四 名称
白根桃源美術館
- 五 所在地
山梨県南アルプス市飯野二千八百二十五番地六

● 山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員
平成二十八年年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科の入学者募集定員を次のとおり定める。

平成二十七年七月二日

山梨県教育委員会

委員長 石 川 洋 司

甲府工業	学 校 名	建 築 科	学 科 名	定 員	計
				三〇	三〇